

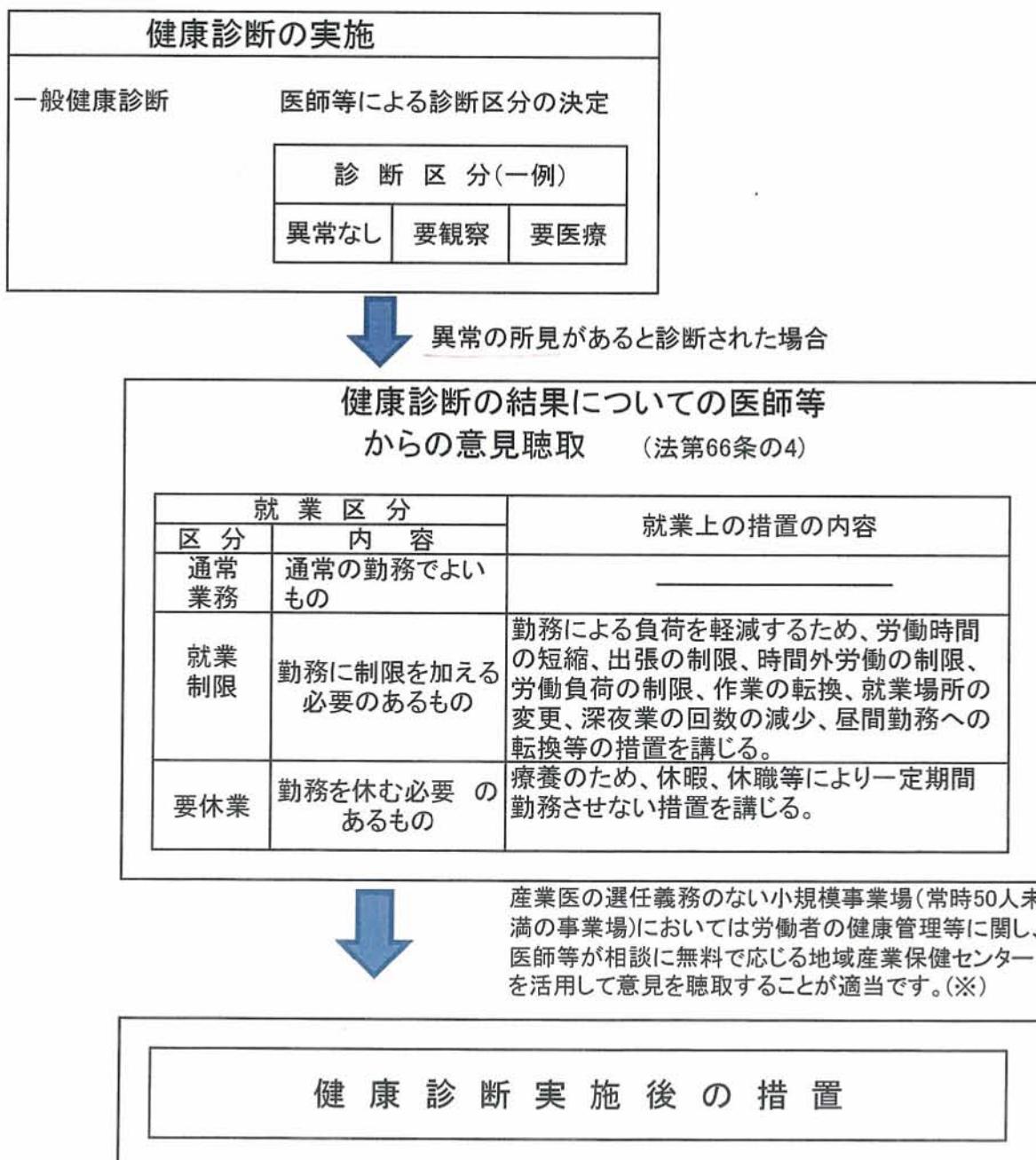
労働安全衛生法に基づく健康診断実施後の措置について

事業者は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者について、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について医師等の意見を聴取し、必要があると認めるときは当該労働者の実情を考慮して

- ① 就業場所の変更
- ② 作業の転換
- ③ 労働時間の短縮
- ④ 深夜業の回数の減少等の措置を講ずる

等、適切な措置を講じなければなりません。

健康診断の実施とその後の手順



例

健康診断個人票	
検診年月日	平成 年 月 日
健康診断の結果	要観察
健康診断を実施した 医師の氏名 印	
医師の意見	就業制限 時間外労働の制限
意見を述べた医師の 氏名 印	

※ 石巻地域は、石巻医師会に併設されており、石巻地区地域産業保健センターという名称となっています。(石巻市鋳銭場1-27 TEL 95-6238 FAX 93-0774)